

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第七号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例等の一部を改正する条例

(佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部改正)

第一条 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例（昭和二十七年佐賀県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「所属する」の下に「副校長、」を加える。

(佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正)

第二条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和三十二年佐賀県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号並びに第二十一条の二第一項及び第三項中「校長」の下に「、副校長」を加える。

別表第一の備考一ア及びイ並びに別表第二の備考一中「~~校長~~」の次に「、~~副校長~~」を加える。

(佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正)

第三条 佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例（昭和三十三年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「とは」の下に「副校長、」を加える。

(佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正)

第四条 佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例（昭和三十五年佐賀県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ある者」を「あるもの、本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長」に、「従事する者」を「従事するもの」に改める。

(佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第五条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年佐賀県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「、副校長」を加える。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

第一条（佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びべき地手当支給条例の一部改正）に係る
新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)	(教員特殊業務手当)
第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学 校、高等学校又は特別支援学校の小学部、 中学部若しくは高等部に所属する副校長、 教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教 諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手 又は寄宿舎指導員で、職務の級が佐賀県公 立学校職員給与条例別表第一高等学校等教 育職給料表又は別表第二中学校・小学校教 育職給料表の特二級、二級又は一級のもの が次に掲げる業務に従事した場合において、 その業務が心身に著しい負担を与える と人事委員会が認める程度に及ぶときに支 給する。	第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学 校、高等学校又は特別支援学校の小学部、 中学部若しくは高等部に所属する教頭、主 幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教 諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿 舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職 員給与条例別表第一高等学校等教育職給料 表又は別表第二中学校・小学校教育職給料 表の特二級、二級又は一級のものが次に掲 げる業務に従事した場合において、その業 務が心身に著しい負担を与えると人事委員 会が認める程度に及ぶときに支給する。	第八条 教員特殊業務手当は、小学校、中学 校、高等学校又は特別支援学校の小学部、 中学部若しくは高等部に所属する教頭、主 幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教 諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿 舎指導員で、職務の級が佐賀県公立学校職 員給与条例別表第一高等学校等教育職給料 表又は別表第二中学校・小学校教育職給料 表の特二級、二級又は一級のものが次に掲 げる業務に従事した場合において、その業 務が心身に著しい負担を与えると人事委員 会が認める程度に及ぶときに支給する。
1 略	1 略	1 略
第二条 (佐賀県公立学校職員給与条例の一 部改正) に係る新旧対照表	第二条 (佐賀県公立学校職員給与条例の一 部改正) に係る新旧対照表	第二条 (佐賀県公立学校職員給与条例の一 部改正) に係る新旧対照表
(定義)	改 正 後	改 正 前
第二条 この条例において「職員」とは、次 の各号に掲げる者をいう。 一 県立学校の校長、副校長、教頭、主幹 教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教 諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、 実習助手、学校栄養職員、事務職員及び その他の職員 二 市町立の中学校及び小学校の校長、副 校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、 栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、 学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九 年法律第百六十号）第六条に規定する施 設の学校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事 務職員	第二条 この条例において「職員」とは、次 の各号に掲げる者をいう。 一 県立学校の校長、教頭、主幹教諭、教 諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護 助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、 学校栄養職員、事務職員及びその他の職 員 二 市町立の中学校及び小学校の校長、教 頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教 諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄 養職員（学校給食法（昭和二十九年法律 第百六十号）第六条に規定する施設の学 校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事 務職員	第二条 この条例において「職員」とは、次 の各号に掲げる者をいう。 一 県立学校の校長、教頭、主幹教諭、教 諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護 助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、 学校栄養職員、事務職員及びその他の職 員 二 市町立の中学校及び小学校の校長、教 頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教 諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄 養職員（学校給食法（昭和二十九年法律 第百六十号）第六条に規定する施設の学 校栄養職員を含む。以下同じ。）及び事 務職員

	改 正 後		改 正 前
2	略	(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
		<p>第二十一条の二 義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>	<p>第二十一条の二 義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものは、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>
3	略	(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
		<p>第二十一条の二 義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>	<p>第二十一条の二 義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものは、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>
4	略	(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
		<p>第二十一条の二 義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>	<p>第二十一条の二 義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものには、義務教育等教員特別手当を支給する。</p>

参考資料

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一（第5条関係） 高等 学 校 等 教 育 職 級 料 表</p> <p>略</p> <p>備考 (一) この表は、次に掲げる者に適用する。</p> <p>ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手</p> <p>イ 県立の中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者</p> <p>(二) 略</p>	<p>別表第一（第5条関係） 高等 学 校 等 教 育 職 級 料 表</p> <p>略</p> <p>備考 (一) この表は、次に掲げる者に適用する。</p> <p>ア 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手</p> <p>イ 県立の中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師のうち、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務を命ぜられた者</p> <p>(二) 略</p>
<p>別表第二（第5条関係） 中 学 校・小 学 校 教 育 職 級 料 表</p> <p>略</p> <p>備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（別表第一の適用を受ける者を除く。）に適用する。</p> <p>(二) 略</p>	<p>別表第二（第5条関係） 中 学 校・小 学 校 教 育 職 級 料 表</p> <p>略</p> <p>備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（別表第一の適用を受ける者を除く。）に適用する。</p> <p>(二) 略</p>

第三条（佐賀県立学校職員産業教育手当支給条例の一部改正）に係る新旧対照表

		改 正 後	改 正 前
		(定義)	
		<p>第二条 この条例において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師（當時勤務の者、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）をいう。</p>	<p>第二条 この条例において「教員」とは、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師（當時勤務の者、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）をいう。</p>
第四条（佐賀県立学校職員定時制通信教育手当支給条例の一部改正）に係る新旧対照表			
		改 正 後	改 正 前
<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第二条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にあるもの、本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校长、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制の課程若しくは通信教育に從事する主幹教諭若しくは通信教育に從事する主幹教諭及び本務として定時制教育又は通信教育に從事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（當時勤務の者、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定</p>		<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第二条 定時制の課程又は通信制の課程を置く県立高等学校の校長で本務としてその職にある者、定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭、本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に從事する主幹教諭及び本務として定時制教育又は通信教育に從事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（當時勤務の者、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）並びに次の各号のいずれかに該当する実習助手で本務として定時制教育に従事する者には、定時制通信教育手当を支給する。</p> <p>2 略 一・二 略</p>	<p>により任期を定めて採用された職員に限る。）並びに次の各号のいずれかに該当する者には、定時制通信教育手当を支給する。</p> <p>2 略 一・二 略</p>
<p>第五条（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）に係る新旧対照表</p>	<p>第五条（佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）に係る新旧対照表</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（定義） 第二条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十八条第一項及び一般職の任期付の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>（定義） 第二条 略</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者、地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十八条第一項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年佐賀県条例第二号）第四条の規定により任期を定めて採用された職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>